

2013年4月8日

## 2013春闘3月内決着の成果をふまえた4月段階の取り組みに向けて

日本食品関連産業労働組合総連合会  
事務局長 山本 健二  
労働局長 栗田 博

1. 連合は、4月2日に第3回賃金回答集計（3月30日12:00現在集計）を発表した。発表内容は、平均方式で5,284円、1.80%（昨年対比-69円、-0.02%）となっている。昨年との同一組同比では、5,291円、1.81%で+51円、+0.00%と同一組同比は微増となっている。一時金は4.62ヵ月で昨年同時期の4.43ヵ月より0.19ヵ月増となっている。中小組合（300人未満妥結・回答加重平均）では、4,160円、1.66%（昨年対比-322円、-0.09%）で、昨年より減少している。賃金カーブ相当分として設定した「4,500円」以上を獲得した組合は、集計できる894組合の中で372組合、41.6%（昨年45.7%）で昨年より下回っている。連合・中小労働委員会は、これから交渉し解決をめざす組合に対して、中小労働者の賃金水準の低下に歯止めをかけ格差を拡大を防止するため、以下の妥結ミニマム基準を確認した。

### <妥結ミニマム基準>

- (1) 賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)を妥結ミニマム基準とする。  
賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)が著しく低い、または、賃金カーブ維持相当分の算定(定期昇給相当分)が困難な組合については、4,500円以上とする。
- (2) (1)が困難な場合は、少なくとも前年実績を確保する。

2. フード連合の回答情報No.1（3月31日）集計の賃金引き上げは、平均方式の84組合で5,474円、1.84%（昨年5,766円、1.92%）と昨年同時期より-292円、-0.08%と減少している。昨年の同一組同比（加重平均）でも、額で-112円、率で-0.05%と減少している。300人未満の中小組合では、同一組同比（加重平均）で4,158円、1.68%と額で+54円、率で-0.01%と額ではプラスとなっているが率ではマイナスとなっている。3月内に決着した組合は、85組合（昨年61組合）で、妥結組合は24組合多くなっている。ベア・賃金改善を獲得した組合は、定昇（相当分）が分かっている組合65組合中14組合（昨年12組合）が獲得し、51組合が定昇（相当分）を確保している。流通を中心に先行して賃金・年収増額を獲得するなど賃上げへの期待は高まっていたが、食品産業にとって円安の影響が大きく、厳しい交渉となった。そんななかであらゆる改善原資の獲得をめざして交渉した結果、賃金引き上げ額は十分とは言えないものの、金額比較で74組合中61組合（82.4%）が昨年実績以上もしくは定昇相当分を確保したことと、現時点で昨年を上回る組合が、ベア・賃金改善を獲得したことは、評価できる。一時金は、104組合が取り組み、32組合が妥結した。年間月数で集計できる32組合で平均5.03ヵ月（昨年同時期4.81ヵ月）と昨年同時期より+0.22ヵ月、昨年同一組同比でも0.11ヵ月上回っており、バラツキはあるものの6割以上の組合が昨年実績以上の金額を獲得している。

非正規労働者の時給や処遇改善の取り組みは、64 組合が取り組み、ベア分 300 円を獲得した組合や準社員の賃金を 3,000 円引き上げた組合、昇給の実施 (1.0%~1.5%)、非正規組合員の時給を 10 円、4 円引き上げた組合、一時金 3 万円~5 万円を獲得した組合、正社員への転換ルールの運用で 56 名が正社員化するなど 9 組合が改善している。

労働時間の短縮の取り組みは 53 組合が取り組み、休日を 3 日、1 日増加して年間所定労働時間を短縮した組合や計画年休取得の促進、総実労働時間の短縮に向けた課題を労使間で整理・共有するなど 10 組合が改善している。

企業内最低賃金の協定と水準の引き上げは、67 組合が取り組んでおり、時間額を 12 円引き上げて協定した組合、地域・特定最賃で協定した組合など 5 組合が改善している。

65 歳までの雇用・賃金水準の確保および「改正高齢法」への対応については、115 組合が取り組み、法の趣旨を鑑み選定条件を撤廃した組合があるものの、経過措置を導入するなど、公的年金空白期間の賃金水準の引き上げなど継続交渉となっている組合が多くなっている。

### 3. フード連合の 4 月段階のたたかいについては、これまでのフード連合の收拾結果や連合・中小労働委員会で示された妥結ミニマム基準をふまえ、下記の考え方を示す。

未解決組合は、要求趣旨にこだわって精力的に交渉を展開し、早期に回答を引き出す。そして、

- ①すべての組合は賃金カーブ維持相当分を必ず確保する。
- ②そのうえで、格差是正や底上げのためのベア・賃金改善などあらゆる賃金原資の獲得をめざす。
- ③また、賃金カーブ維持相当分の算定が困難な組合は、中小組合の賃金カーブ維持相当分である「4,500 円以上」を獲得する。
- ④交渉が難航し 4,500 円以上の獲得が困難な組合は、最低でも前年実績を確保する。
- ⑤定昇制度（相当分）がないなどの組合は、これ以上の賃金水準の低下と格差の拡大を阻止するため、定昇制度の確立にむけて労使で徹底して話し合い、取り組みを前進させる。
- ⑥賃金引き上げ以外の 65 歳までの雇用・賃金水準の確保および「改正高齢法」への対応や労働時間の短縮（「時短 2000 ゼロ」、「時間外・休日労働の割増率の引き上げ」）、非正規労働者・パートの処遇改善、最低賃金の協定化と水準の引き上げについて、今春闘で何らかの回答を引き出し、最大限の交渉を展開する。

フード連合は、今後、未解決組合の早期解決を促進するとともに、「中小労組支援センター」の支援オルグ、個別組合ごとに支援・フォロー体制を強化し、業種別部会、地域・ブロック局と連携しながら、きめ細かな支援を行っていく。また、大手・主要組合は引き続き、グループ企業の賃金交渉に対して必要な情報の開示をはじめとした支援に努める。

※フード連合本部は、引き続き解決組合の状況を集約・公表し、未解決組合への支援と波及に努めます。なお、公表については、今後、フード連合ホームページでの掲載 (ID/パスワード 必要: 問い合わせは総務局・労働局へ) のみとし FAX での送信は行いません。

妥結・回答状況が必要な単組は労働局にお問い合わせ下さい。

以上